

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	生活排水課	整理番号	1-10
許認可等の種類	公共下水道の暗渠に設置する物件を認める処分			
根拠法令条例等・条項	下水道法施行令第17条の3			
許認可等の概要	公共下水道管理者が認めた物件以外は、公共下水道の排水施設内に設置することができない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	* 審査基準未設定 公共下水道は全て市町村が管理しており、県が管理する公共下水道がないため。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	* 標準処理期間未設定 公共下水道は全て市町村が管理しており、県が管理する公共下水道がないため。			
期間の制定根拠	—			